



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *42 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則
(福祉保健総務課)
- *43 和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則
(長寿社会推進課)
- *44 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(健康対策課)
- *45 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
(住宅環境課)

○ 人事委員会規則

- *24 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 513 平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の程度)の一部改正
(福祉保健総務課)
- 514 平成9年和歌山県告示第410号(和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間)の一部改正
(都市政策課)
- 515 和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域
(")

○ 収用委員会告示

- *2 和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程の一部改正

○ 海区漁業調整委員会告示

- *1 和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

○ 内水面漁場管理委員会告示

- *2 和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

○ 和歌山県訓令、和歌山県教育委員会訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

- *1 地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令(青少年課)
- *2 和歌山県青少年対策部規程の一部を改正する訓令
(")

○ 訓令

- *18 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
(人事課)

規 則

和歌山県規則第42号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に、「及び住宅資金」を「住宅資金及び療養・介護等資金(療養費を除く。)」に、「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改め、同項第2号イ及びウ中「受けている者」の次に「(介護等資金においては、これと同程度と認められる者を含む。)」を加え、同表第3項中「障害者更生資金のうち生業費」を削り、同項の表更生資金の部技能習得費の項中「460万円」を「130万円」に改め、同表福祉資金の部障害者等福祉用具購入費の項中「80万円」を「120万円」に改め、同表療養・介護資金の部中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改め、同部介護資金の項中「介護資金」を「介護等資金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生活福祉資金貸付事業補助規則の規定は、平成18年4月1日以降の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る貸付事業については、なお従前の例による。

和歌山県規則第43号

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。

以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、別記第1号様式の指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては別記第2号様式の変更届出書、受託事務の廃止、休止又は再開に係るものにあつては別記第3号様式の廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、前3条の規定による指定又はその届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事務所に係る情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無

(雑則)

第6条 この規則に規定するもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この規則の施行日前においても、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

別記第1号様式(第2条関係)

受付番号	
------	--

指定市町村事務受託法人 指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

申請者

名称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号	
-------------	--

申請者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	法人の種類	法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)		
指定を受けようとする事務所	事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)		
	事務所連絡先	電話番号	FAX番号	
	指定を受けようとする事務	法第24条の2第1項第1号に規定する事務(照会等事務)		開始予定年月日
法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)		開始予定年月日		
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業	既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日	
居宅サービス	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	通所介護			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護			
	特定施設入居者生活介護			
	福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業者番号	(既に指定又は許可を受けている場合)		
医療機関コード等			

- 備考
- 「受付番号」及び「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合には、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
 - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第 7 1 条又は法第 7 2 条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12 年 4 月 1 日」）を記載してください。
 - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
申請者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので届け出ます。

指定内容を変更する事務所	名称	
	所在地	
受 託 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書等 (当該事務に関するものに限る。)	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		平成 年 月 日

備考 1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
 申請者 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名) 印

次のとおり受託事務の廃止 (休止・再開) をするので届け出ます。

廃止 (休止・再開) する事務所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 (休止・廃止する場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員
 の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

和歌山県規則第44号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（精神障害者保健福祉手帳等の申請等）」に改め、同条第1項中「法第32条第3項の規定による通院医療費の公費負担の申請、」を削り、「障害者手帳・通院医療費公費負担申請書」を「障害者手帳申請書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別記第12号様式の3」を「別記第12号様式の2」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「障害者手帳・通院医療費公費負担申請書」を「障害者手帳申請書」に、「別記第12号様式の4」を「別記第12号様式の3」に改め、同項を同条第3項とする。

第13条中「障害者手帳・通院医療費公費負担申請書」を「障害者手帳申請書」に改め、「法第32条第3項の規定による通院医療費の公費負担の申請にあつては通院医療費公費負担患者票（別記第13号様式。以下「患者票」という。）を、法第45条第1項の規定による障害者手帳の交付の申請にあつては」を削る。

第14条を削り、第14条の2を第14条とし、第14条の3を第14条の2とし、第14条の4を第14条の3とする。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第27条を次のように改める。

第27条 削除

別記第12号様式を次のように改める。

別記第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)

※市町村名
※受理年月日 年 月 日

障害者手帳申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕について申請します。

申請者 (精神 障害者 本人)	フリガナ 氏 名	印 別		性 別	男 女	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	電話 ()					
家族の 連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電話 ()			
添 付 書 類 (○印)	医師の診断書 年金証書等の写 (級)		既存の手帳・患者票の有効 期限		年 月 日		
			既存の手帳の手帳番号				
申 請 書 を 提 出 し た 者	氏 名	印 別	本人 との 関係	住 所	電話 ()		

(注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」が必要です。

- 2 年金証書等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために社会保険事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。
- 4 申請者氏名欄及び申請書を提出した者の氏名欄は、記名押印に代えて、署名とすることができます。

別記第12号様式の2を次のように改める。

別記第 1 2 号様式の 2 (第 1 2 条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名		年 月 日生 (歳)	男・女
住 所			
① 病 名 (ICDカテゴリーは、F0～F9、G40のいずれかを記載すること。)			
(1) 主たる精神障害	_____	ICDカテゴリー ()	
(2) 従たる精神障害	_____	ICDカテゴリー ()	
(3) 身体合併症	_____		
② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等) 初診年月日： 年 月 日			
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む。)			
(1) 抑うつ状態：1 思考・運動抑制 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()			
(2) そう状態：1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 ()			
(3) 幻覚妄想状態：1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態：1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()			
(5) 統合失調症等残遺状態：1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()			
(6) 情動及び行動の障害：1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他 ()			
(7) 不安及び不穏：1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 ()			
(8) けいれん及び意識障害：1 けいれん 2 意識障害 3 その他 ()			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存：1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()			
(10) 知能障害：1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症			
④ ③の病状、状態像等の具体的程度、症状等 (てんかん発作の場合は、過去2年間の発作型毎の頻度を記載すること。)			

別記第12号様式の3を削り、別記第12号様式の4を別記第12号様式の3とする。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式 削除

別記第14号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 1 3 条関係)

番 号
年 月 日

通 知 書

申請者 様

和歌山県知事 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、次の理由により承認されませんでしたので通知します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと。
- 2 その他の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。）

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式 削除

別記第16号様式中「第14条の2関係」を「第14条関係」に改める。

別記第16号様式の2中「第14条の3関係」を「第14条の2関係」に改める。

別記第16号様式の3中「第14条の4関係」を「第14条の3関係」に改める。

別記第31号様式から別記第33号様式までを次のように改める。

別記第31号様式から第33号様式まで 削除

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第12号様式及び別記第12号様式の3の規定による用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第45号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の1条を加える。

（管理の代行）

第33条 条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条、第20条、第24条、第25条中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と読み替えるものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

団 地 名	申 込 の 区 分 該当するものを1つを記入	抽 選 番 号	当 せん 順 位	判 定 (入居者資格調査)
	一 般	※	※	※
住 宅 番 号	優 先			(合 否)
※	そ の 他			※

県営住宅入居申込書

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます
 年 月 日

申 込 者	住 所	()		勤 務 先 の 名 称	()			
	フリガナ	()			先 所 在 地	()		
氏 名	(年 月 日 生)		就 職 し た 年 月	収 入 の 状 況				
	()			所得の種別に ○を記入				
県 営 住 宅 へ 入 居 し よ う と す る 者	フリガナ	年 続 柄	配 偶 者 の 有 無	同 居 別 居 の 別	職 業 ・ 勤 務 先 又 は 学 年 (無職・生活保 護の方はそれぞ れに○を記入)	給 与 年 金 そ の 他 の 事 業 所 得	年 間 所 得 金 額	
	氏 名	歳	有・無	同・別	無職・生活保護	円 円	円 円	
		歳	有・無	同・別	無職・生活保護	円 円	円 円	
		歳	有・無	同・別	無職・生活保護	円 円	円 円	
		歳	有・無	同・別	無職・生活保護	円 円	円 円	
計 算 後 の 月 収 額		円 (ご案内を参照のうえ、計算してください。)						
あなたは、過去に県営住宅へ入居したことがありますか。		有 ・ 無						
あなたが住宅に困っている現況 (あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)								
(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 イ 借家 ウ 社宅・寮 エ 間借り オ 自宅 カ その他 ()				(4) 現在の家族構成 本人・配偶者・子ども・父・母 兄弟姉妹・その他 ()				
(2) 住宅の部屋数 畳数 (台所・台所兼食堂は、部屋数に含めません。)				(5) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い ク 正当な理由による立退きの要求を受けている イ 住宅が狭い ケ 通勤に不便 (時間 分) ウ 設備が不十分 ケ 通風が悪い エ オ 住宅が古くいたんでいる カ 環境が悪い コ 結婚するため (年 月 予定) キ 災害の危険がある サ その他 ()				
(3) 申込者・県営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注) アに○印をされた方は、県営住宅入居前に 所有権を移転する必要があります。								
あなたの世帯の種類 (あてはまるものに○印をつけてください。)								
単 身 者	1. 60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者				4. 原子爆弾被爆者			
	2. 障害者(身体・精神・知的)				3. 戦傷病者			
世 帯	5. 生活保護被保護者				6. 5年以内の海外引揚者			
	7. ハンセン病療養所入所者等				8. 配偶者からの暴力に係る被害者			
	9. 申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上もしくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であること				10. 母子・父子世帯 (1級から4級)			
	11. 身体障害者世帯 (5級から6級)				12. 精神障害者世帯 (1級・2級)			
	13. 身体障害者世帯 (3級)				14. 知的障害者世帯 (A1・A2・B1)			
	15. 精神障害者世帯 (3級)				16. 知的障害者世帯 (A1・A2・B1)			
	17. 知的障害者世帯 (B2)				18. 生活保護世帯			
19. 戦傷病者世帯				20. 原子爆弾被爆者世帯				
21. 5年以内の海外引揚者				22. ハンセン病療養所入所者等世帯				
23. 多子世帯 (18歳未満の児童を3人以上扶養)				24. 配偶者からの暴力に係る被害者世帯				
25. 小学校就学前の子どものいる世帯				26. その他 (一般世帯など)				

(注) 1 現況の欄(4)の現在の家族構成は本人を含めて記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しなくても構いません。
 3 配偶者(夫・妻)の有無を記入してください。
 4 現在別居中の方と同居しようとする場合は、現況の欄(サその他)の空欄にその理由を記入してください。

別記第2号様式中「和歌山県指令 第 号」を「第 号」に、「和歌山県知事」を「和歌山県市町村和歌山県住宅供給公社知事長」に改める。

別記第3号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に、「知事の」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）の」に、「場合は、知事」を「場合は、知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）」に、「知事が」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）が」に、「知事に無断」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）に無断」に改める。

別記第4号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に、「知事に提出」を「知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社の理事長に提出」に、「知事が」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）が」に、「知事に無断」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）に無断」に改める。

別記第5号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に改める。

別記第6号様式中「和歌山県知事」を「和歌山県市町村長」に、「和歌山県指令 第 号」を「第 号」に改める。

別記第7号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に改める。

別記第8号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に、「知事」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に改める。

別記第11号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に、「知事」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）」に改める。

別記第16号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に、「知事」を「知事（市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長）」に改める。

別記第21号様式及び別記第22号様式中「和歌山県知事 様」を「 様」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第24号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「利用に関する規則」という。」及び後段を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第513号

平成12年和歌山県告示第722号（災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

第1項第1号イ（イ）中「2,385,000円」を「2,342,000円」に、同項第3号ウ（ア）の表中「17,300円」を「17,200円」に、「22,200円」を「22,100円」に、「32,700円」を「32,600円」に、「39,100円」を「39,000円」に、「49,600円」を「49,500円」に、「28,500円」を「28,400円」に、「36,800円」を「36,700円」に、「51,400円」を「51,200円」に、「60,300円」を「60,100円」に、「75,600円」を「75,400円」に改め、同号ウ（イ）の表中「17,500円」を「17,400円」に、「16,900円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「25,300円」を「25,200円」に改め、同項第6号イ中「510,000円」を「500,000円」に改め、同項第9号ウ中「193,000円」を「199,000円」に、「154,400円」を「159,200円」に改める。

和歌山県告示第514号

平成9年和歌山県告示第410号（和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間）の一

部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「野上町大字小畑」を「紀美野町小畑」に、「美里町大字野中」を「紀美野町野中」に、「那賀郡粉河町大字中瀬淵」を「紀の川市中瀬淵」に、「那賀郡那賀町大字名手市場641番地」を「紀の川市名手市場641番地」に、「那賀郡桃山町大字神田」を「紀の川市桃山町神田」に、「那賀郡岩出町大字根来」を「岩出市根来」に、「那賀郡岩出町大字曾屋173番地」を「岩出市曾屋173番地」に、「金屋町」を「有田川町」に、「清水町」を「有田川町」に、「吉備町」を「有田川町」に、「川辺町」を「日高川町」に改める。

第2項中「美里町大字田22」を「紀美野町田22」に、「那賀郡打田町大字中井阪357」を「紀の川市中井阪357」に、「那賀郡打田町大字打田57」を「紀の川市打田57」に、「那賀郡粉河町大字粉河2789」を「紀の川市粉河2789」に、「那賀郡岩出町大字高塚330」を「岩出市高塚330」に、「那賀郡岩出町大字根来2286」を「岩出市根来2286」に、「那賀郡岩出町大字北大池396」を「岩出市北大池396」に、「那賀郡岩出町大字森237」を「岩出市森237」に、「伊都郡高野口町大字名倉993」を「橋本市高野口町名倉993」に、「吉備町」を「有田川町」に、「清水町」を「有田川町」に、「川辺町」を「日高川町」に、「美山村」を「日高川町」に、「白浜町大字十九淵1177」を「白浜町十九淵1177」に、「西牟婁郡中辺路町大字高原森1120」を「田辺市中辺路町高原森1120」に、「東牟婁郡本宮町大字本宮1110」を「田辺市本宮町本宮1110」に改める。

第3項中

近畿自動車道紀勢線 県内全区間。ただし市の区域を除く。

、和歌山

道路の路端から両側各300メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。

を

近畿自動車道紀勢線

県内全区間。ただし、和歌山市の区域を除く。

京奈和自動車道

県内全区間。ただし、和歌山市の区域を除く。

道路の路端から両側各300メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。

に、「市道湯崎千畳線」

道路の路端から両側各300メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。

「町道湯崎千畳線」に、「那賀町大字穴伏」を「紀の川市穴伏」に、「吉備町」を「有田川町」に、「みなべ植田」を「みなべ町植田」に、「植田川」を「植田川」に、「白浜町大字保呂」を「白浜町保呂」に、「同町大字富田」を「同町富田」に、「白浜町大字富田」を「白浜町富田」に、「同町大字朝来帰」を「同町朝来帰」に、「白浜町大字椿」を「白浜町椿」に、「日置川町大字志原」を「白浜町志原」に、「日置川町大字塩野」を「白浜町塩野」に、「串本町大字和深」を「串本町和深」に、「熊野川町大字田長」を「新宮市熊野川町田長」に、「熊野川町大字尾頭」を「新宮市熊野川町尾頭」に、「本宮町大字本宮」を「田辺市本宮町本宮」に、「熊野川町大字宮井」を「新宮市熊野川町宮井」に、「龍神村大字大熊」を「田辺市龍神村大熊」に、「同村大字西」を「同市龍神村西」に、「岩出町大字船戸」を「岩出市船戸」に、「白浜町大字堅田」を「白浜町堅田」に、「同町大字立ヶ谷」を「同町立ヶ谷」に、「岩出町大字根来」を「岩出市根来」に、「町道根来北大池線」を「市道根来北大池線」に、「同町大字根来」を「同市根来」に、「打田町大字重行」を「紀の川市重行」に、「白浜町大字大浦」を「白浜町大浦」に、「同町大字大浦」を「同町大浦」に改める。

第4項中「有田郡吉備町大字熊井」を「有田郡有田川町大字熊井」に改める。

和歌山県告示第515号

和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項第2号及び第3号の規定に基づく知事の指定する区域及び区間並びに同条例別表の規定に基づく知事が指定する区域を次のように指定し、平成18年4月1日から施行する。

平成9年和歌山県告示第411号（和歌山県屋外広告物条例第5条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間）及び平成16年和歌山県告示第1111号（和歌山県屋外広告物条例別表の規定に基づく知事の指定する区域）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 条例第5条第1項第2号に規定する指定区間及び同条第3号に規定する指定区域

路 線 名	条例第5条第1項第2号の区間	条 例 第 5 条 第 1 項 第 3 号 の 区 域
一般国道24号	県内全区間。ただし、禁止地域及び和歌山市の区域を除く。	道路の路端から両側各500メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、禁止地域及び和歌山市の区域を除く。
一般国道42号	同 上	同 上
一般国道168号	県内全区間。ただし、禁止地域を除く。	道路の路端から両側各500メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、禁止地域を除く。
一般国道169号	同 上	同 上
主要県道海南高野線	紀美野町落合 落合橋南詰からかつらぎ町大字新城 観音寺橋東詰までの区間	同 上
一般県道梶取崎線	太地町大字森浦 一般国道42号との交点から同町大字常渡町道常渡線との交点までの区間	同 上
西日本旅客鉄道株式会社阪和線	県内全区間。ただし、禁止区域及び和歌山市の区域を除く。	鉄道から両側各500メートル以内の地域のうち鉄道から展望できる区域。ただし、禁止区域及び和歌山市の区域を除く。
西日本旅客鉄道株式会社和歌山線	同 上	同 上
西日本旅客鉄道株式会社紀勢本線	同 上	同 上
南海電気鉄道株式会社高野線	県内全区間。ただし、禁止区域を除く。	鉄道から両側各500メートル以内の地域のうち鉄道から展望できる区域。ただし、禁止区域を除く。
和歌山電鐵株式会社貴志川線	県内全区間。ただし、禁止区域及び和歌山市の区域を除く。	鉄道から両側各500メートル以内の地域のうち鉄道から展望できる区域。ただし、禁止区域及び和歌山市の区域を除く。

2 別表の規定に基づく知事が指定する区域

- みなべ町の区域のうち別紙図面の区域
 - 田辺市の区域のうち別紙図面の区域
 - 新宮市の区域のうち別紙図面の区域
 - かつらぎ町の区域のうち別紙図面の区域
 - 紀美野町の区域のうち別紙図面の区域
 - 有田川町の区域のうち別紙図面の区域
 - 白浜町の区域のうち別紙図面の区域
- (別紙図面は省略し、その関係図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて縦覧に供する。)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程(平成17年和歌山県収用委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

本則中「。以下「利用に関する規則」という。」及び後段を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋 一

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程(平成17年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「利用に関する規則」という。」及び後段を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第2号

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等におけ

る情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野恒太郎

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成17年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「利用に関する規則」という。」及び後段を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令、和歌山県教育委員会訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和歌山県教育委員会訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振興局
保健所
警察署

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹
和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚
和歌山県警察本部長 辻義之

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

地方青少年対策部規程（平成10年和歌山県教育委員会訓

和歌山県警察本部訓令

令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「県民行政部長（以下「部長」という。）」を「総務室長」に改め、同条第4項中「県民行政部総務課」を「総務室」に改める。

別表那賀地方青少年対策本部の項中「岩出町」を「岩出

市」に、「那賀郡」を「紀の川市 岩出市」に改め、同

表伊都地方青少年対策本部の項中「高野口保健所」を「橋本保健所」に改め、同表東牟婁振興局青少年対策本部の項中

「新宮保健所串本支所」を「新宮保健所串本支所」に改め、同表東牟婁振興局青少年対策本部の項中

新宮警察署 串本警察署
本支所

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令

和歌山県教育委員会訓令第2号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振興局
保健所
警察署

和歌山県青少年対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹
和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚
和歌山県警察本部長 辻義之

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌山県
和歌山県青少年対策本部事務局規程（平成11年和歌山県

訓令

教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

警察本部訓令

第3条第2項の表中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第18号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹
和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「及び県立医科大学（附属病院紀北分院を除く。以下同じ。）」を削り、同第3項中「振興局

建設部にあつては」及び「、県立医科大学にあつては附属病院に関する職務を担当する次長が」を削る。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

地方機関等

1	振興局建設部 (組織規則第30条第1項に規定する各振興局に設置された建設部をいう。)
2	紀南県税事務所新宮出張所
3	新宮保健所申本支所
4	組織規則第164条第2項に規定する農林水産総合技術センターに設置された試験場等
5	組織規則第3条第2項第2号に規定する地方機関 (1の項から4の項まで掲げる機関を除く。)

別表第2 (第2条関係)

所属長

機 関	職
振興局総務室	室長
振興局の各部	部長
県立こころの医療センター	事務局長
紀南県税事務所新宮出張所	所長
保健所、新宮保健所申本支所	次長
その他の地方機関等	当該地方機関等の長

別表第3 (第7条関係)

安全衛生管理者の所轄区域

安全衛生管理者	所 轄 す る 区 域
総務部総務管理 局 人事課職員厚生室 長	本庁各課室
海草振興局長	和歌山市、海南市及び海草郡内に所在する各地方機関等 (特定事業所総括安全衛生管理者又は他の安全衛生管理者の置かれている地方機関等 (以下「安全衛生管理者選任地方機関等」という。)) を除く。)
那賀振興局長	紀の川市及び岩出市に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)
伊都振興局長	橋本市及び伊都郡内に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)
有田振興局長	有田市及び有田郡内に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)
日高振興局長	御坊市及び日高郡内に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)

西牟婁振興局長	田辺市及び西牟婁郡内に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)
東牟婁振興局長	新宮市及び東牟婁郡内に所在する各地方機関等 (安全衛生管理者選任地方機関等を除く。)
特定事業所総括安全衛生管理者又は上記に掲げる安全衛生管理者以外の地方機関等の安全衛生管理者	当該地方機関等

別表第4 (第11条関係)

産業医選任事業所及び配置

選 任 事 業 所	選 任 産 業 医
本庁	人事課職員厚生室医師
県立こころの医療センター	県立こころの医療センター院長又は県立こころの医療センター院長の選任する医師
その他の地方機関等	保健所設置条例 (昭和28年条例第30号) 第1条の規定により、各地方機関等の所在地を所管する保健所の所長又は支所長。ただし、支所長が医師の資格を有しない場合は、当該支所を置く保健所長の選任する医師

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。